

2012税理士講座

相続税法
基礎期
無料体験用テキスト

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000821 122776

HU12277

はじめに

1. 相続税法の内容

相続税は被相続人の死亡により開始する相続において、被相続人の財産・債務を承継した相続人等が課せられる税金を計算し、納付するために設けられている法律です。

所得（儲け）に対して課せられる税金と異なり、財産の無償移転に対して課せられるものであるため、被相続人が所有していた財産の価値をどのように評価するのかということが問題になってきます。そこで、相続税法は相続人等が取得した財産の評価について定めるとともに、各相続人等の個人的な事情を考慮しさまざまな控除を規定しています。

また、租税特別措置法においても、被相続人の事業用・居住用に供されていた宅地等の減額、農地等を承継する場合の特例など、重要な規定が定められています。

更に、相続税法の特徴としては、1つの税法の中で「相続税」と「贈与税」の2つの税目が規定されている点が挙げられ、「贈与税」は「相続税」の補完税としての役割を担っています。

2. 本試験の出題内容

税理士試験においては、試験時間は2時間で、配点は理論と計算がともに50点の合計100点満点の出題が一般的です。理論問題については、個別・応用を問わず2題出題、計算問題は、総合問題1題又は総合問題1題と個別問題1題のあわせて2題出題されることもあります。

3. 受講にあたって

講義で扱った内容は受講終了後できるだけ早い時期に復習し、該当する演習問題は次回の講義までに必ず演習するようにしましょう。

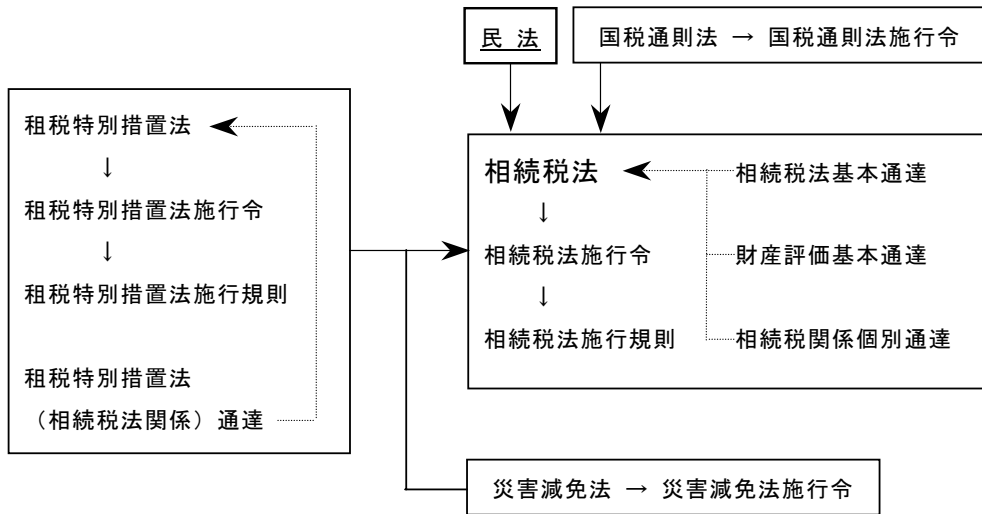
また、理論暗記についても、暗記をためてしまうと挽回するのが困難になりますから、必ず毎回暗記する習慣を身につけることが大切です。

基本を大切にして合格を目指しましょう！

本書の利用方法

本書においては、各法令名を次のように省略している。

なお、これら相互の関係については講義において解説する。



民法	→	民
相続税法	→	法
相続税法施行令	→	令
相続税法施行規則	→	規
相続税法基本通達	→	基通
財産評価基本通達	→	評通
租税特別措置法	→	措法
租税特別措置法施行令	→	措令
租税特別措置法施行規則	→	措規
租税特別措置法通達	→	措通
国税通則法	→	国通法

〈条文番号の掲げ方〉

「相続税法第3条第1項第1号」 → 法3①一

— テキスト 1 の学習内容 —

回数	内 容	頁
第 1 回	1 - 1 相続税の概要	3 ~ 6
	1 - 2 民法の概要	7 ~ 13
	1 - 3 相続人	14 ~ 20
第 2 回	1 - 4 相続分	23 ~ 35
第 3 回	2 - 1 相続税の納税義務者	39 ~ 44
	2 - 3 相続税の課税財産の範囲	45 ~ 58
第 4 回	3 - 1 生命保険金等 I	61 ~ 63
	3 - 2 生命保険金等の非課税	64 ~ 73
第 5 回	3 - 3 退職手当金等 I	77 ~ 85
	3 - 4 退職手当金等の非課税	87 ~ 89
	3 - 5 生命保険契約に関する権利	90 ~ 93
第 6 回	4 - 1 相続税の課税価格	97 ~ 98
	4 - 2 相続税の非課税財産 I	99 ~ 110
	4 - 3 債務控除 I	111 ~ 122
第 7 回	4 - 4 生前贈与加算 I	125 ~ 131
	1 - 5 法定相続人の数	133 ~ 149

相続税法 第1回 月例確認テスト 理論出題範囲

	理 論
理 論	相続税の納税義務者
理 論	生命保険金等を取得したものとみなされる場合の相続税の課税関係
理 論	相続税の非課税財産

— 基礎期カリキュラム —

1 分 冊		3 分 冊	
基 礎	1回	相続税法の概要・相続人	14回 未分割遺産に対する課税Ⅱ
	2回	相続分	15回 相続時精算課税Ⅰ
	3回	相続税の納税義務者	16回 生命保険金等Ⅱ
	4回	生命保険金等Ⅰ	17回 相続税の非課税財産Ⅱ・債務控除Ⅱ
	5回	退職手当金等・生命保険契約に関する権利	18回 宅地・家屋の評価の基本
	6回	相続税の課税価格・非課税財産Ⅰ・債務控除Ⅰ	19回 宅地の利用形態による評価
	7回	生前贈与加算・法定相続人の数	20回 贈与税の配偶者控除Ⅱ・贈与税のみなし取得財産Ⅱ
月例	第1回月例確認テスト	月例	第3回月例確認テスト
2 分 冊		4 分 冊	
期	8回	相続税の総額・相続税額の加算	21回 小規模宅地等の特例Ⅰ
	9回	贈与税の納税義務者・非課税財産	22回 小規模宅地等の特例Ⅱ
	10回	贈与税の配偶者控除・贈与税額控除	23回 上場株式Ⅰ
	11回	配偶者の税額軽減・未成年者・障害者控除	24回 上場株式Ⅱ・気配相場等のある株式
	12回	相次相続控除・外国税額控除	25回 未成年者控除・障害者控除・動産等
	13回	未分割遺産に対する課税Ⅰ	26回 定期金に関する権利等の評価
	月例	第2回月例確認テスト	月例

上記カリキュラムは変更になる可能性があります。

第 1 回 講 義	1 - 1 相続税法の概要 1 - 2 民法の概要 1 - 3 相続人
--------------	---

第1章 相続税法の概要と民法

【この章で学ぶこと】

- 1-1 相続税法の概要
- 1-2 民法の概要
- 1-3 相続人
- 1-4 相続分
- 1-5 法定相続人の数

1—1 相続税法の概要

学習項目

1. 概要
2. 相続税とは
3. 相続税の計算方法
4. 贈与税の計算方法

1 概要

Bランク

1. 相続税法とは

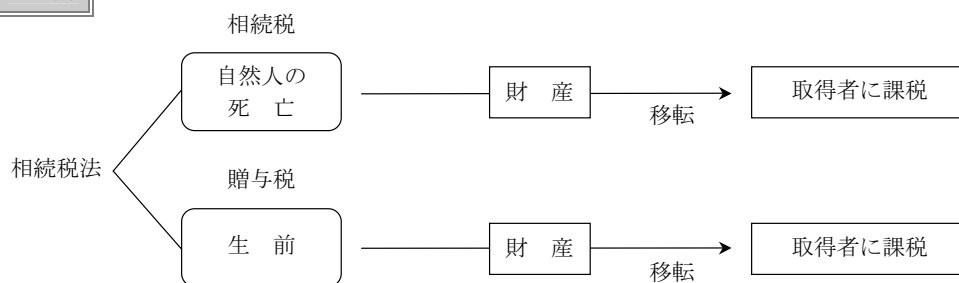
(1) 相続税法

相続税法では、相続税と贈与税の2つの税に関する法律を規定している(1税法2税目)。相続税は自然人(人間)の死亡によって発生する相続という事実に着目して課税する税である。一方、贈与税は贈与によって財産が移転する場合にその財産に課税される税である。

(2) 相続税と贈与税

相続税は取得遺産に対して課税されるため、その課税を回避するために生前に親族等に財産を贈与することが考えられる。そこで、この生前の贈与に課税して相続税を補完する必要がある。これが贈与税であり、**贈与税は相続税の補完税**といわれている。すなわち、このような相続税の回避を封ずることを目的として贈与税が採用されたのである。

図解



2

相続税とは



1. 相続税法とは

相続税は、自然人(人間)の死亡によって発生する相続という事実に着目して課税される税である。

<課税方式>

課税の方式として、被相続人の遺産に対して課税する方式(遺産税方式)と遺産を取得した者の取得財産に対して課税する方式(遺産取得税方式)がある。

現行の相続税法は、被相続人の遺産を取得した者の取得財産に対して課税する方式(遺産取得税方式)を原則としている。

2. 相続税を課税する理由

(1) 被相続人の租税負担の清算を図ること

相続税は原則的に個人の財産に課される。そもそも個人に対する所得に対する課税は所得税においてなされるはずである。しかしながら、被相続人が受けた税制上の優遇措置等によって蓄積された遺産があるはずである。そこで、所得税の補完税として相続税を課税し、一生を通じた所得税の清算を図ろうとするものである。

(2) 富の集中の抑制を図るためのもの

特定の者に富が過度に集中することを抑制してその再分配を図ろうとするものである。

(3) 偶然の所得に対する担税力

相続人等が偶然に財産を取得することに担税力を見出して課税するものである。

3 相続税の計算方法

 ランク

相続税の税額計算は、課税価格と累進税率とで行う。

この場合、取得財産に直接税率を乗ずるのではなく、法定相続分を用いて一定の方法により計算した「相続税の総額」を基に計算する。この「相続税の総額」を採用することにより、虚偽申告を防ぎ、各人の担税力に応じた課税を実現させているのである。

1. 計算順序

(1) 課税価格の計算（財産を取得した人ごとに計算）

$$\Rightarrow \boxed{\text{取得財産}} - \boxed{\text{負担する債務}} = \text{課税価格（千円未満切捨）}$$

<取得財産>

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 死亡した者の財産 | 本来の財産（現金、土地、建物、株式等） |
| ② 死亡を原因として発生した財産 | みなし財産（生命保険金、退職手当金等） |
| ③ 非課税財産 | （墓地等） |

<負担する債務>

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 債務 | （銀行借入金、未納公租公課等） |
| ② 葬式費用 | （通夜費用、葬式に係る費用） |

(2) 相続税の総額の計算

$$\Rightarrow \boxed{\text{上記(1)の課税価格の合計額に係る相続税の合計額（百円未満切捨）}}$$

を一定の方法により計算する。

(3) 納付すべき相続税額の計算

$$\Rightarrow \boxed{\text{上記(2)で計算した相続税の合計額を、上記(1)の財産取得者に配分}}$$

$$\boxed{\text{上記(2)の金額} \times \text{あん分割合} \left(\frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right)}$$

↓

税 額 控 除 等

↓

納 付 税 額（百円未満切捨）

4

贈与税の計算方法



贈与税の計算方法は、各取得者ごとに、贈与により取得した財産から算出した課税価格に累進税率を乗じて行う。

1. 計算順序

(1) 課税価格の計算

$$\Rightarrow \boxed{\text{取得財産}} - \boxed{\text{非課税財産}} = \text{課税価格}$$

(2) 差引残額の計算

$$\Rightarrow \boxed{\text{課税価格}} - \boxed{\text{基礎控除額 (110万円)}} = \text{残額 (千円未満切捨)}$$

(3) 納付税額の計算

$$\Rightarrow \boxed{(2)\text{の金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \text{納付税額 (百円未満切捨)}$$

1—2 民法の概要

学習項目

1. 相続税法と民法の関係
2. 相続の定義
3. 遺言による財産の取得
4. 死因贈与
5. 相続の承認と放棄

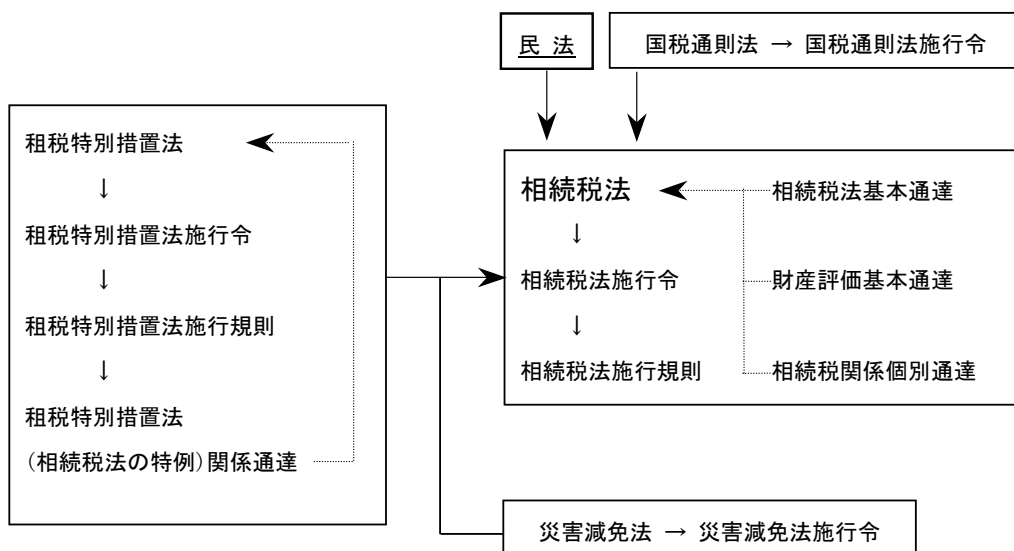
1 相続税法と民法の関係

Bランク

1. 相続税法と民法

相続税法第1条の3では、「相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により財産を取得した個人は相続税を納める義務がある。」と規定している。

この相続、遺贈及び死因贈与の内容については、相続税法に規定はなく、民法において定められている。



2

相続の定義



1. 相続とは

相続とは、狭義では、人が死亡した場合に、その死者と一定の親族関係にある者が財産上の法律関係を当然にかつ包括的に承継することをいう。この場合の死者を被相続人といい、承継する親族を相続人という。これに遺言による財産の処分(遺贈)を含めて人が死亡した場合に、その者の財産上の法律関係が他の人に移転することを広義の相続という。

2. 相続の効力 (民 896)

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

相続人	(1) 相続開始の時＝被相続人死亡時
	(2) 被相続人の一切の権利(＝積極財産)及び一切の義務(＝消極財産)を承継する。
	(3) 一身専属権とは、その人の地位に附属するものや、その人の知識や技術に基づくもので、譲渡性のない権利・義務 <具体例> 税理士資格、文化功労金の受給権、刑罰等

3. 相続開始の原因 (民 882)

相続は「人の死亡」によって開始する。

失踪の宣告を受けた場合も死亡したものとみなされる。

失踪宣告を受けた者	普通失踪	7年の失踪期間が満了したとき(民 30①、31)	⇒ 死亡したものとみなされる
	危難失踪(特別失踪)	失踪期間を1年とし、その危難の去ったとき(民 30②、31)	

4. 相続開始の場所 (民 883)

相続は、被相続人の住所において開始する。

3 遺言による財産の取得

Bランク

1. 遺贈の定義

遺贈とは、遺言による財産の無償譲渡をいう。

また、遺贈により財産を取得する者を「受遺者」という。

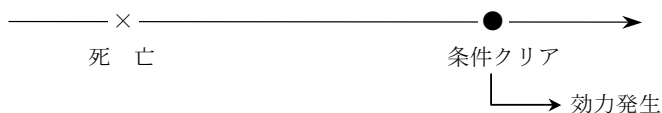
2. 遺言の効力（民985）

(1) 遺言は、遺言者の死亡の時から効力が発生する。

(2) 遺言に停止条件を付した場合は、その条件が成就した時から効力が発生する。

図解

停止条件付遺贈

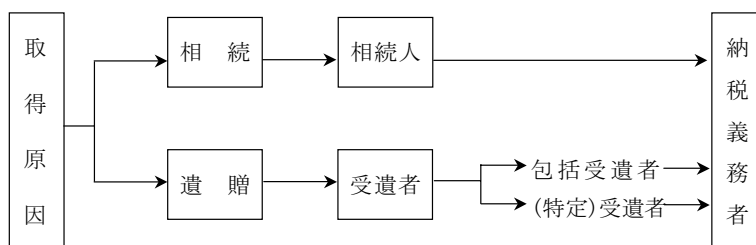


3. 遺贈の種類（民964）

(1) 遺贈には、包括遺贈と特定遺贈がある。

包括遺贈	遺贈する財産を一定の割合により包括的に与えること。	⇒	包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有する。（民990）
特定遺贈	遺贈する財産を具体的に特定し与えること。	⇒	その特定財産についてのみ権利義務を有する。

図解 相続税の納税義務者と取得原因



(2) 負担付遺贈

特定の積極財産だけでなく、債務（消極財産）の負担も伴う遺贈をいう。

負担付遺贈を受けた者については、特定財産から債務（負担）額を控除した残額が遺贈財産となる（民1002）。

〔具体例〕

被相続人甲が遺言により「長男Aに対し定期預金5,000千円を遺贈する。ただし銀行借入金2,000千円を負担すること。」としていた。

《解答》（単位：千円）

長男A 遺贈財産 $5,000 - 2,000 = 3,000$

4. [参考] 遺言できる事項

- ・ 相続人の廃除、廃除の取消し (民 893、894②)
- ・ 相続分の指定及び指定委託 (民 902)
- ・ 特別受益者の相続分の指定 (民 903③)
- ・ 遺産分割方法の指定及び委託 (民 908)
- ・ 遺留分減殺方法の指定 (民 1034)
- ・ 財産の無償譲渡（遺贈） (民 964)

4

死因贈与

A ランク

1. 死因贈与の定義（民 554）

贈与者の死亡により効力を生ずる贈与のことをいう。

2. 取扱い

遺贈に関する規定に従い、相続税が課税される。

〔具体例〕

被相続人甲は生前において、「自分が死亡した場合には、長男Aに対し定期預金5,000千円を贈与する。」という契約を結んでいた

《解 答》（単位：千円）

長男A 遺贈財産 5,000

3. 贈与と遺贈の違い

贈与も遺贈も無償移転という点では同じであるが、遺贈は被相続人の遺言に基づく単独行為であるのに対して、贈与は贈与者と受贈者との双方の同意により成立する契約である。しかし、死因贈与については、効力の発生の時期に着目して遺贈のうちに含め相続税の課税対象としている。

5

相続の承認と放棄



1. 概要

相続は被相続人の死亡と同時に直ちに開始し、被相続人の一切の権利義務を承継させるものである。しかし、相続人は自分の意思に反してまで相続人であることを強制されるわけではない。

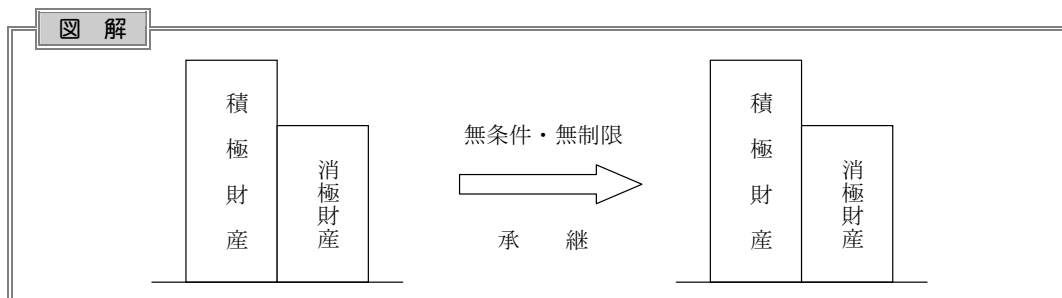
民法では「相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」(民915)としている。

2. 承認

(1) 単純承認 (民920)

相続人が単純承認をしたときは無限に被相続人の権利義務を承継する。

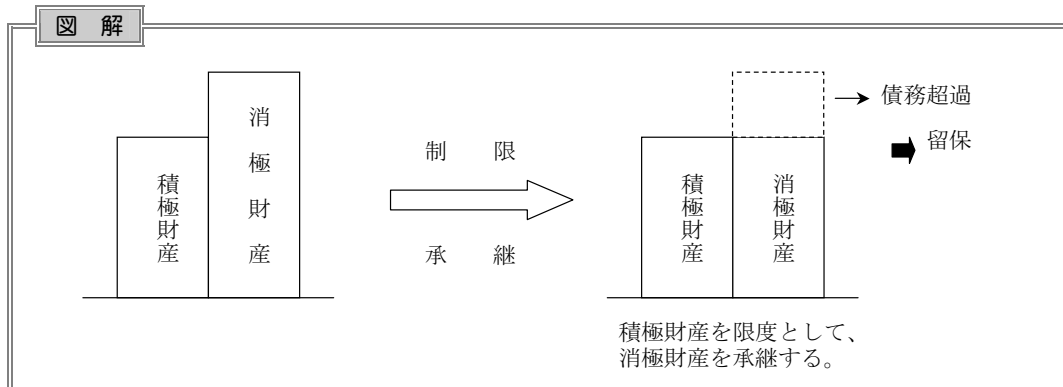
3ヶ月の熟慮期間内に限定承認又は放棄の意思表示をしない場合は、単純承認したものとみなされる。(民921①二)



(2) 限定承認 (民922)

相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して承認することができる。

相続人が複数の場合は、共同相続人の全員が共同して限定承認を行わなければならない(民923)。

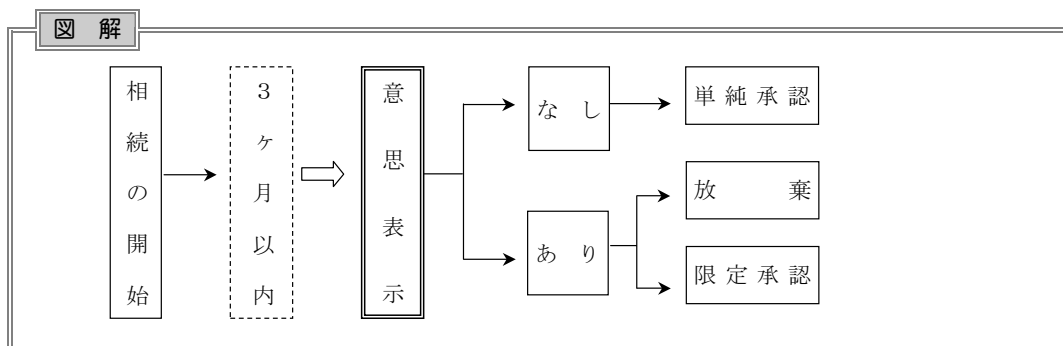


3. 放棄(民938、939)

放棄の意義	相続の放棄とは、相続権を放棄することである。
放棄の方式	相続を放棄しようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。
放棄の効果	相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

4. 手続

「限定承認」及び「放棄」を選択する場合には、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に意思表示を家庭裁判所に申述しなければならない。しかし、「単純承認」する場合には、積極的な意思表示は必要としない。



1—3 相続人

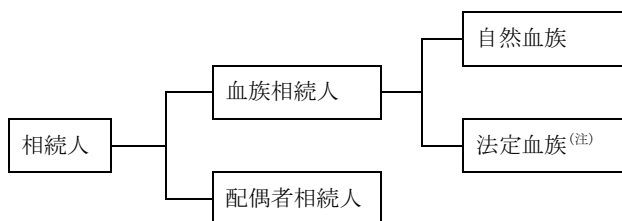
学習項目

1. 相続人の定義
2. 相続人と相続順位

1 相続人の定義

Aランク

相続人とは、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する者のことをいい、以下のように大別される。



(注) 法定血族

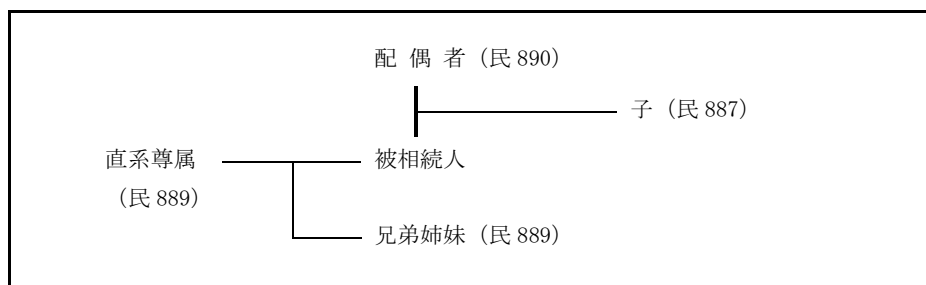
養子縁組により血族関係が擬制されるものをいう。

2 相続人と相続順位

Aランク

図解

〔相続人となるべき者〕



〔相続順位〕

第1順位：子	配偶者
第2順位：直系尊属	
第3順位：兄弟姉妹	

1. 配偶者

常に相続人となる。

この場合において、子、直系尊属、兄弟姉妹と同順位で相続人となる。

ここでいう配偶者は、被相続人の死亡時において婚姻届を出していた配偶者に限られ、内縁のものとは含まれない。

2. 子（直系卑属）

子は被相続人である親と法律上の親子関係があれば相続人になる。

子の範囲は以下のとおりである。

(1) 嫡出子 …… 正式な婚姻関係のもとに生まれた子<図解ケース1>

(2) 非嫡出子 …… 正式な婚姻関係外に生まれた子<図解ケース2>

① 被相続人が認知していれば子として認められる。

(通常、母は出産という事実があるため認知は必要ない。)

② 認知は遺言によっても可能である。認知により、出生した日から子としての身分を取得することになる。

(3) 養子 …… 法律によって子と認められた者<図解ケース3>

養子は養子縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得する。

普通養子縁組の場合は、実親及びその血族との親族関係は消滅しない。

(4) 胎児<図解ケース4>

相続については、既に生まれたものとみなす。ただし、死体で生まれたときは適用しない。

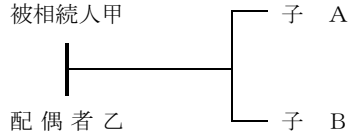
<相続税法上の取扱い>

相続税の申告書提出時においてまだその胎児が生まれていないときは、その胎児がないものとして相続分を計算する（基通11の2-3）。

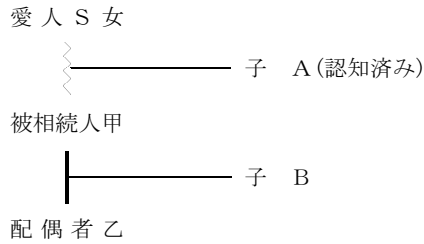
図解

〔相続人となるべき者〕

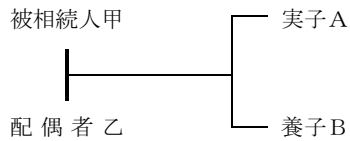
<ケース1> 嫡出子の場合 子A、子B



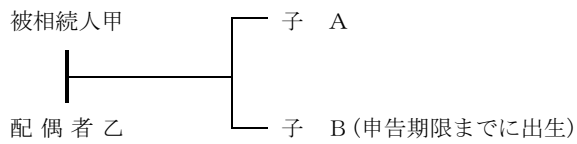
<ケース2> 非嫡出子の場合 子A



<ケース3> 養子の場合 養子B



<ケース4> 胎児の場合 子B



《参考》 準正

1. 概要

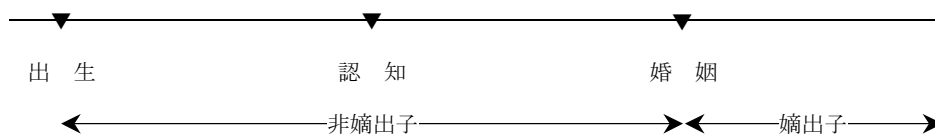
準正とは、法律上の婚姻関係にない両親から生まれた非嫡出子が婚姻関係にある両親の子である嫡出子たる身分を取得することをいう。

2. 準正の種類及び効果

準正はその効力の発生の時期の違いにより「婚姻準正」と「認知準正」に分かれる。

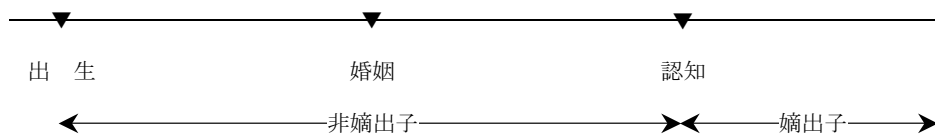
(1) 婚姻準正(民 789①)

父が認知した子(非嫡出子)は、その父母の婚姻によって嫡出子の身分を取得する。



(2) 認知準正(民 789②)

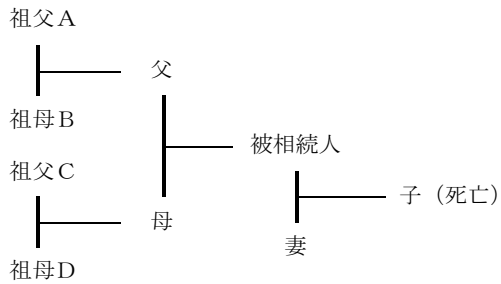
婚姻中に父母が認知した子(非嫡出子)は、その認知の時から、嫡出子の身分を取得する。



3. 直系尊属 …… 被相続人より上の世代に属する血族の中で直系のもの（父母、祖父母など）
 子がない場合、相続人となる。
 父母の双方ともいない場合には、祖父母が相続人となる。
 つまり、親等が異なる者の間では、親等の近い者が相続人となる。

図 解

〔相続人となるべき者〕



4. 兄弟姉妹

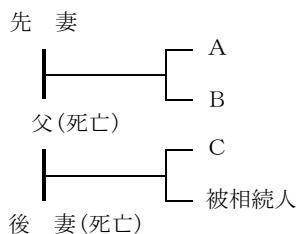
子、直系尊属がない場合、相続人となる。

父母の双方を同じくする兄弟姉妹を全血兄弟姉妹といい、父母のうち一方のみを同じくするにすぎない兄弟姉妹を半血兄弟姉妹という。

図解

【相続人となるべき者】

<ケース1> 第三順位の場合

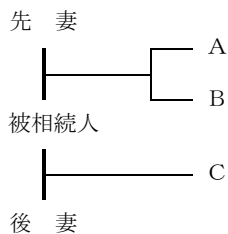


被相続人からみて、

A及びB 半血兄弟姉妹

C 全血兄弟姉妹

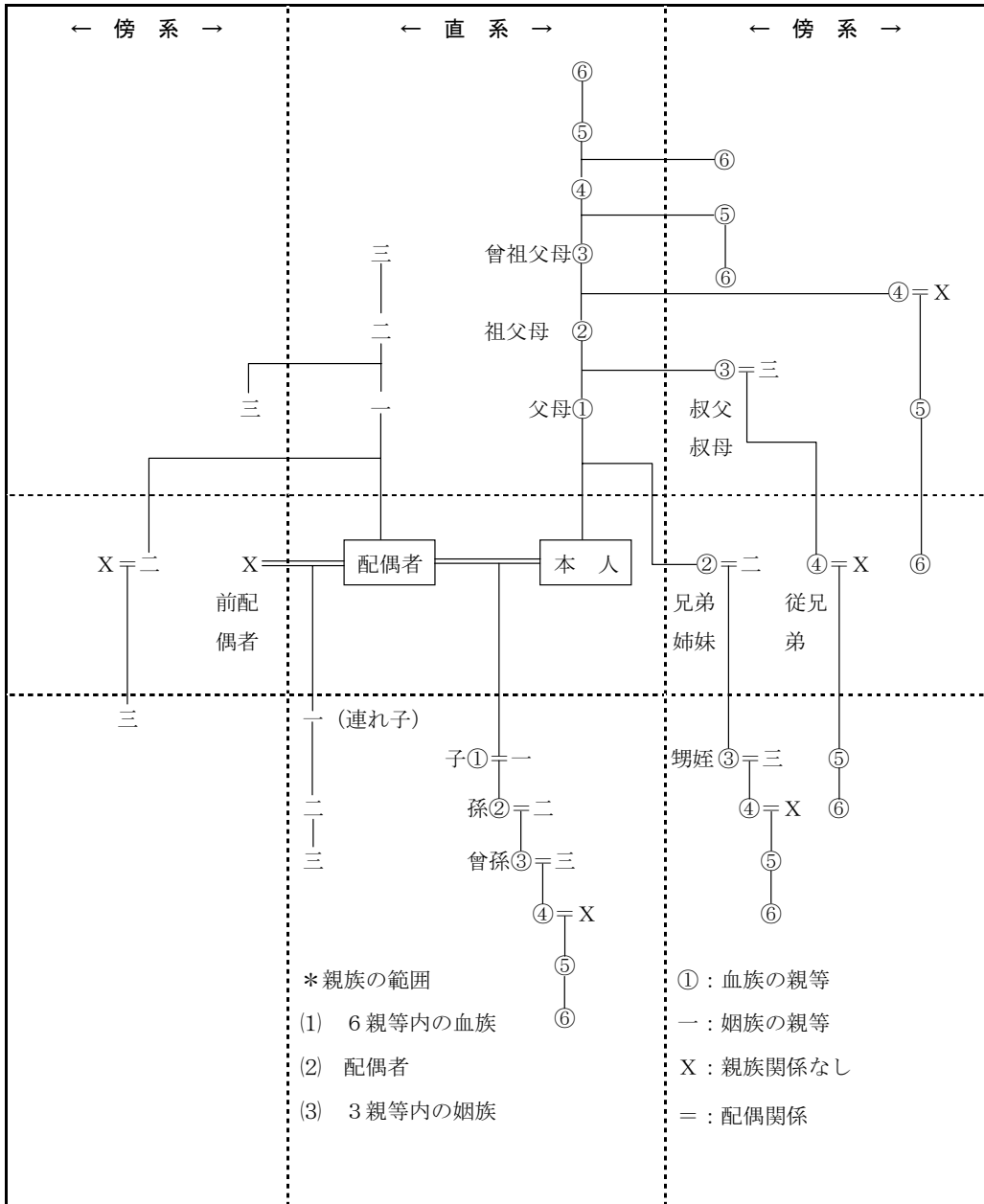
<ケース2> 第一順位の場合



被相続人からみて、

A、B、C 第1順位の子

【親族図表】



LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2011 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

HU12277